令和8年(2026 年)4月1日

介護予防・生活支援サービス事業を利用される方へ

・ この事業は、65 歳以上で、「要支援認定」を受けた方、または、「基本チェックリスト」により、「事業対象者」の認定を受けた方を対象としています。

・ この事業は、自立支援を目的としてサービス利用を行う、要支援状態からの自立促進や、重度化防止の推進を図るものです。本人が目標を立て、その達成に向けて一定期間サービスを利用しながら、より自立した生活に向け、次のステップを目指します。

・ 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメントについては、認定後、生活圏域の地域包括支援センターにご相談ください。

・ 事業対象者の認定に有効期限は記載されていませんが、サービス利用後、サービス利用状況、目標達成について、地域包括支援センター、ケアマネジャーがモニタリング(評価)を実施し、サービスの終了時期や、サービス終了後の生活についても相談していきます。モニタリングの状況で、「基本チェックリスト」の実施を行い、目標や、必要なサービスについて再度検討することもあります。

・ お体の状態等に変化があった場合は、担当ケアマネジャー、地域包括支援センターにご連絡ください。

つくば市福祉部介護保険課